

大和市教育委員会 2 月定例会

日 時 平成 26 年 2 月 12 日

午前 9 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 4 号) 大和市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 (議案第 5 号) 平成 25 年度大和市教育費補正予算案について

日程第 3 (議案第 6 号) 平成 26 年度大和市教育費予算案について

日程第 4 (議案第 7 号) 大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 4 号

大和市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

大和市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、大和市社会教育委員会議より答申を受けたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 2 月 12 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成26年 月 日

大和市長 大木 哲 殿

大和市教育局
委員長 青蔭 文雄

大和市教育局委員に関する条例の一部を改正する条例について（申出）

このことについて、別添のとおり制定くださるよう、申し出します。

大和市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

大和市社会教育委員に関する条例（昭和43年大和市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（委嘱の基準）

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

大和市社会教育委員に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p><u>(委嘱の基準)</u></p> <p><u>第3条</u> 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(定数)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(任期)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(解嘱)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(定数)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>(任期)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(解嘱)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>

平成26年1月21日

大和市教育委員会
委員長 青蔭 文雄 殿

大和市社会教育委員会
議長 濱田 嘉



大和市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について（答申）
（対平成26年1月21日付諮問）

このことについては、次のとおり答申します。

記

大和市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について適当と認めます。

以上

議案第 5 号

平成 25 年度大和市教育費補正予算案について

平成 25 年度大和市教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 2 月 12 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成25年度 教育費2月補正歳出予算(案)

(1)歳出予算補正

(単位:千円)

款 項 目 (事業名)	当初予算額	補正前予算額	補正額	補正後予算額	備 考
10-2 小学校費	950,299	949,348	150,632	1,099,980	
3 学校建設費	97,313	97,313	150,632	247,945	
01 小学校大規模改修事業(※)	50,939	50,939	150,632	201,571	平成26年度に予定していたトイレ改修及びプール受水槽改修工事の予算を前倒しで予算計上するものです。
10-3 中学校費	2,485,941	2,485,925	78,772	2,564,697	
1 学校管理費	381,099	381,083	△ 10,286	370,797	
10 中学校パーソナルコンピュータ整備事業	120,536	120,536	△ 10,286	110,250	市立中学校全9校のコンピュータ教室の更新に伴い、条件付一般競争入札を実施した結果、落札残が発生したため減額補正をするものです。
3 学校建設費	1,825,727	1,825,727	89,058	1,914,785	
01 中学校大規模改修事業(※)	30,000	30,000	121,289	151,289	平成26年度に予定していたトイレ改修工事の予算を前倒しで予算計上するものです。
03-02 中学校防音設備整備事業(継続費)	1,002,765	1,002,765	△ 32,231	970,534	事業費の確定に伴う減額補正です。
10-04 社会教育費	876,160	876,160	23,413	899,573	
05 文化財保護費	36,972	36,972	23,413	60,385	
15 つる舞の里歴史資料館用地取得事業	0	0	23,413	23,413	土地開発公社が所有・管理しているつる舞の里歴史資料館拡張用地を買い戻します。
10-5 保健体育費	1,447,776	14,966,853	△ 92,905	14,873,948	
3 学校給食管理費	1,009,661	1,060,282	△ 92,905	967,377	
13 学校給食施設大規模改修事業	152,492	152,492	△ 92,905	59,587	北部調理場耐震工事にかかる入札が3度にわたり不調となったため、契約の締結がこれ以上遅延した場合の学校給食への影響を考慮して、当該事業の実施を平成26年度に変更したことよる事業費の皆減です。

※小・中学校の大規模改修事業については、平成25年度補正予算の閣議決定がなされ、公立学校施設整備の耐震化・老朽化対策その他施設整備において、平成26年度に計画している事業を前倒しで対応するよう文部科学省より依頼があったため、平成26年度に予定していたトイレ改修等の補正予算を計上し、平成26年度へ繰越を行うものです。

(2)繰越明許費補正 (単位:千円)

款 項 (事業名)	金 額
10-2 小学校費	150,632
小学校大規模改修事業	150,632
10-3 中学校費	121,289
中学校大規模改修事業	121,289

平成25年度 2月補正歳入予算(案)

科目	当初予算額	予算現額	補正額	合計	充 当 先 (大事業単位)
15-1-3 国庫支出金・国庫負担金・教育費国庫負担金	58,981	58,981	△ 21,485	37,496	
1 中学校費負担金	58,981	58,981	△ 21,485	37,496	
01 中学校学校施設費国庫負担金	58,981	58,981	△ 21,485	37,496	10-03-03-03 中学校防音設備整備事業
15-2-7 国庫支出金・国庫補助金・教育費国庫補助金	777,619	777,619	40,690	818,309	
2 中学校費補助金	594,463	594,463	△ 35,605	558,858	
05 中学校防音事業補助金	581,574	581,574	△ 35,605	545,969	10-03-03-03 中学校防音設備整備事業
4 学校施設環境改善交付金	156,673	156,673	76,295	232,968	
01 中学校学校施設環境改善交付金	156,673	156,673	32,207	188,880	10-03-03-01 中学校大規模改修事業 10-03-03-03 中学校防音設備整備事業
02 小学校学校施設環境改善交付金	0	0	44,088	44,088	10-02-03-01 小学校大規模改修事業
15-2-8 国庫支出金・国庫補助金・特定防衛施設周辺整備調整交付金	165,000	165,000	△ 9,951	155,049	
1 特定防衛施設周辺整備調整交付金	165,000	165,000	△ 9,951	155,049	
06 小学校教材等整備事業補助金	3,000	3,000	△ 3,000	0	10-02-02-08 小学校教材等整備事業
07 中学校パーソナルコンピュータ整備事業補助金	70,000	70,000	20,320	90,320	10-03-01-10 中学校パーソナルコンピュータ整備事業
08 中学校教材等整備事業補助金	2,000	2,000	△ 320	1,680	10-03-02-10 中学校教材等整備事業
09 中学校大規模改修事業補助金	10,000	10,000	6,161	16,161	10-03-03-01 中学校大規模改修事業
10 学校給食施設大規模改修事業補助金	80,000	80,000	△ 33,112	46,888	10-05-03-13 学校給食施設大規模改修事業

科目	当初予算額	予算現額	補正額	合計	充当先 (大事業単位)
22-1-5 市債・市債・教育債	868,600	868,600	59,000	927,600	
1 小学校債	170,900	170,900	106,200	277,100	
03 小学校大規模改修事業債	0	0	106,200	106,200	10-02-03-01 小学校大規模改修事業
2 中学校債	569,400	569,400	8,900	578,300	
01 中学校パーソナルコンピュータ整備事業債	23,600	23,600	△ 23,600	0	10-03-01-10 中学校パーソナルコンピュータ整備事業
02 中学校大規模改修事業債	18,000	18,000	80,300	98,300	10-03-03-01 中学校大規模改修事業
03 中学校防音設備整備事業債	527,800	527,800	△ 47,800	480,000	10-03-03-03 中学校防音設備整備事業
3 保健体育債	170,900	170,900	△ 56,100	114,800	
02 学校給食施設大規模改修事業債	66,300	66,300	△ 56,100	10,200	10-05-03-13 学校給食施設大規模改修事業

議案第 6 号

平成 26 年度大和市教育費予算案について

平成 26 年度大和市教育費予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 2 月 12 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

議案第7号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を
改正する規則について

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正
する規則について、審議願いたく提案する。

平成26年2月12日提出

大和市教育委員会
教育長 滝澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表外国人児童生徒教育相談員の項の次に次のように加える。

英語教育スーパーバイザー	1人	小学校における英語教育の充実を図るため、各学校の英語教育に対する支援並びに外国語活動指導助手への指導及び助言を行う。
--------------	----	--

別表青少年相談室職員の部スクールソーシャルワーカーの項定数の欄中「2人」を「3人」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大和市教育局が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案		現行	
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)		
職名	定数	職名	定数
外国人児童生徒教育相談員	略	外国人児童生徒教育相談員	略
英語教育スーパーバイザー	1人	《追加》	
	設置目的及び主な職務		設置目的及び主な職務
	略		略
	小学校における英語教育の充実を図るため、各学校の英語教育に対する支援並びに外国語活動指導助手への指導及び助言を行う。		
青少年相談室職員	略	青少年相談室職員	略
相談員	略	相談員	略
スクールソーシャルワーカー	3人	スクールソーシャルワーカー	2人

附則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。